

郡山市居宅介護（介護予防）福祉用具購入に係る保険給付の代理受領に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具の購入又は第56条第1項に規定する介護予防福祉用具の購入に係る費用（以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）に対する保険給付の代理受領に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定福祉用具事業者に対する居宅介護福祉用具購入費等の支給）

第2条 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、法第44条第1項に規定する特定福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）を販売する事業を行う者で、この要領に基づき本市の登録を受けた者（以下「特定福祉用具事業者」という。）から特定福祉用具を購入した場合は、第6条に基づき、居宅介護福祉用具購入費等の代理受領による保険給付を行うことができる。

2 居宅要介護等被保険者が、法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている場合又は法第67条第1項あるいは法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けている場合又は法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合については、代理受領による保険給付は行わない。

（特定福祉用具事業者の登録）

第3条 前条第1項の登録は、特定福祉用具を販売する事業を行う者の届出により、特定福祉用具を販売する事業を行う事業所ごとに行う。

（変更の届出等）

第4条 特定福祉用具事業者は、登録内容に変更があったときには、速やかに登録事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 特定福祉用具事業者は、登録に係る特定福祉用具の販売の事業を廃止し、休止し又は再開するときは、直ちに事業廃止（休止・再開）届出書により市長に届け出なければならない。

（特定福祉用具事業者の登録の取消し）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定福祉用具事業者に係る第3条の登録を取消することができる。

- （1）居宅介護福祉用具購入費等の請求に関し不正があったとき。
- （2）登録内容に虚偽があったとき。

（居宅介護福祉用具購入費等の代理受領）

第6条 特定福祉用具事業者は、居宅要介護等被保険者が、特定福祉用具事業者から特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該特定福祉用具の購入に要した費用について、居宅介護福祉用具購入費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。

(給付券の交付)

第7条 市長は、当該居宅要介護等被保険者等から「郡山市介護保険特定福祉用具給付券申請書」(第1号様式)により特定福祉用具を購入する旨の届出を受けたときは、「特定福祉用具購入費の上限額」、「支給限度額管理期間」、「支給限度額管理期間内における購入済特定福祉用具種目名」、「給付券有効期限」等(以下「給付券記載項目」という。)を記載した「郡山市介護保険特定福祉用具給付券」(以下「給付券」という。)を当該居宅要介護等被保険者等に交付する。

2 第6条に規定する居宅介護福祉用具購入費等の代理受領を行う場合には、特定福祉用具を購入する当該居宅要介護等被保険者等は、購入の際に特定福祉用具事業者に対して、第8条第1項に規定する額を支払うとともにあわせて前項に規定する給付券を提出するものとする。

(購入費等の受領)

第8条 第6条の規定に基づき、特定福祉用具事業者が居宅介護福祉用具購入費等の保険給付を受ける場合は、当該特定福祉用具を販売する際に、当該特定福祉用具の利用者たる居宅要介護等被保険者から、当該特定福祉用具の販売に係る額から居宅介護福祉用具購入費等の保険給付の対象となるべき額を控除した額の支払いを受けるものとする。

2 特定福祉用具事業者は、前項の支払いを受ける際、当該支払いをした居宅要介護等被保険者に対し、領収書を交付しなければならない。

(審査及び支払い)

第9条 特定福祉用具事業者は、第6条の規定に基づき居宅介護福祉用具購入費等に対する保険給付の請求を行う場合は、「郡山市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」(第2号様式)に、当該特定福祉用具の購入に係る給付券及び領収書、その他必要な書類を添付しなければならない。

2 市長は、第6条の規定に基づき、特定福祉用具事業者から居宅介護福祉用具購入費等に対する保険給付の請求があったときには、当該給付券の記載項目等に照らして審査し、支給が認められるものについては、当該特定福祉用具事業者に対し「郡山市介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給通知」により支給決定の旨を通知し、たうえ支給するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

この要綱の施行の際、現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。